



## 企業防衛と生命保険

自己責任が問われる時代です。リスク管理にもしっかり配慮しておきたいところですね。

### I. 企業防衛とは

会社には必ずといっていいほど、事業のための借入金があります。この借入金は会社が稼ぎ出す利益で今後返済をしていくことになります。

ただし、会社が利益を稼ぎ出すには、会社のエンジンである経営者が今後も健康で元気であり続けることが大前提です。

仮に、経営者に万が一のことが生じたとき、この**事業借入金を返済する財源**をどこに求めていくのか、その企業リスクを回避するのが企業防衛です。

この企業防衛の手段として、生命保険が活用されます。

### II. 会社が契約する生命保険とは

会社が、契約者であり、かつ保険金の受取人となり、被保険者（保険の対象者）が経営者となる定期保険は、通常の場合保険料は**すべて経費処理**することが可能です。

この生命保険の意味するところは、経営者に保険事故が生じた場合には、保険金が会社に支払われ、会社はこれを財源に**会社の借入金を返済**することが可能となるのです。

また、場合によっては、この保険金で経営者の遺族に対し、会社が退職金を支払うことも可能となります。

あくまでも、会社のために会社が生命保険に加入しているため、支払保険料は経費として認められるのです。

### III. 生命保険の活用方法

無借金の会社であれば、借入金の返済のための企業防衛対策は不要です。逆に借入金が多いほど、生命保険を活用したリスク対策を検討しておくべきであるといえるでしょう。

会社に生命保険金が入金すると、それらはすべて収益となり法人税の課税対象となります。したがって借入金の返済財源は、この税負担後の資金を使うこととなります。